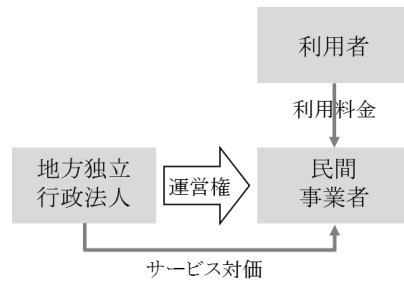


1. 事業の概要

- (1) 施設名称：(仮称)大阪新美術館
- (2) 実施場所(地名地番)：大阪市北区中之島4丁目32-14
- (3) 施設概要(公募型設計競技最優秀案より)
 - 【敷地面積】12,874㎡
 - 【延床面積】約16,700㎡(別途駐車場77台)
 - 【構造】鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造/基礎免震構造/耐火建築物
 - 【階数】地上5階建て(地階なし)
 - 【用途】美術館(博物館法上の博物館相当施設、公開承認施設の資格取得予定)
 - 【主要諸室面積】展示室 約3,300㎡、講堂 約700㎡、サービス施設 約1,000㎡ (今後変更になります)
- (4) 管理者：平成31年4月に設立予定の地方独立行政法人(以下「地独」)(施設所有者は地独(市からの現物出資)、土地は市有地の無償貸付を想定)
- (5) コンセプト(H26.9「新美術館整備方針」より)
 - 佐伯祐三や吉原治良に代表される大阪が育んだ作家の作品を中心とした第一級のコレクションを活かし、国内トップクラスのミュージアムをめざす
 - 「大阪と世界の近現代美術」をテーマとしたミュージアムとして、市立美術館や東洋陶磁美術館にはない、新たな魅力を創造する
 - 歴史的にも文化的にも豊かな蓄積をもつ中之島を拠点として、文化の振興や都市の魅力向上に貢献する
 - 民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムとする

2. 民間活力活用の目的、想定している手法

- (1) 目的
 - ・効果的な情報発信や話題性のあるイベントの開催による集客力の強化
 - ・魅力的なサービス施設の誘致による付加価値の向上
 - ・官民連携によるエリアプロモーションの展開など
- (2) 想定している手法
 - ・PFI法に定める公共施設等運営事業(コンセッション)方式(混合型を想定)(詳細)
 - ・地独は、民間事業者に運営権を設定する
 - ・民間事業者は来館者等から直接利用料金を収受し、事業の運営に当該収入を充当して経営・運営を行う
 - ・地独は一部サービス対価を支払う
 - ・館長・学芸員は地独から事業者に出向する



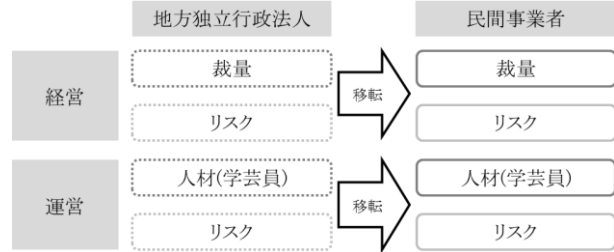
3. 事業スケジュール

- (1) PFIスケジュール(予定)
 - ・平成29年度：PFI導入方針の決定
 - ・平成30年度：実施方針の公表、特定事業の選定
 - ・平成31年4月：地方独立行政法人設立
 - ・平成31年度：民間事業者公募、民間事業者と協定等を締結
 - ・平成32年度：民間事業者が運営準備開始(建物引渡しまでは業務委託)
 - ・平成33年度前半：建物引渡し後コンセッションの開始
 - ・後半：開館
- (2) 参考：設計・建設スケジュール
 - ・～平成30年度：設計業務
 - ・平成30年度中：建設工事の発注、工事着工
 - ・平成33年度前半：竣工・引渡予定

4. 想定している事業スキーム

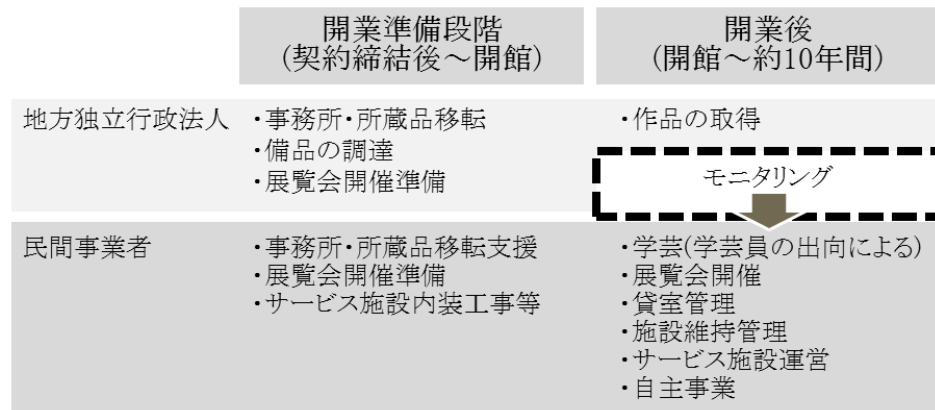
(1) 事業スキーム上の基本的考え方

- ・民間事業者に運営・経営の自由度を与えるとともに、相応のリスクについても移転する
- ・学芸員も含めて経営・運営を民間事業者側に一体化し、運営・責任体制を明確にするとともに円滑な運営を実現
- ・館長も含めて地独から出向した学芸員が展覧会業務を担うことで公共性を確保



(2) 民間事業者に委ねる業務内容

- ・作品の取得行為以外は原則としてすべて民間事業者に委ねる(ただし、学芸業務は地独から民間事業者に出向する学芸員が担う)
- ・開館までの準備期間に必要な業務は、地独から民間事業者への業務委託(建物引渡し後はコンセッション)として実施する

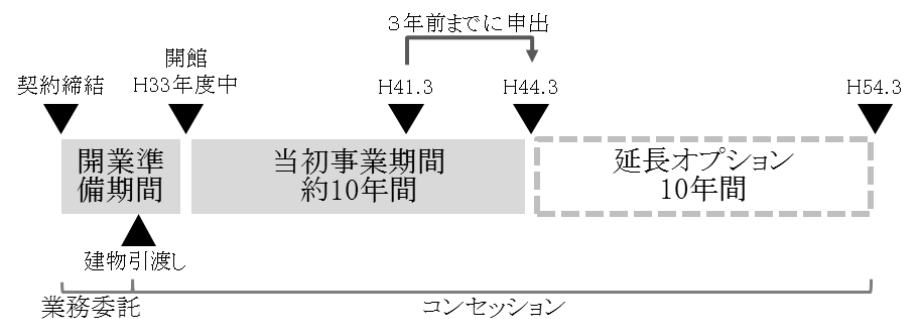


(3) 想定している体制

- ・新たに選任する館長をはじめ、現在の学芸員は民間事業者に出向(雇用条件を明示し、事業期間にわたり遵守することを義務付ける。出向者に欠員が生じた場合は、別の者を出向させる)
- ・その他の職員は民間事業者が採用

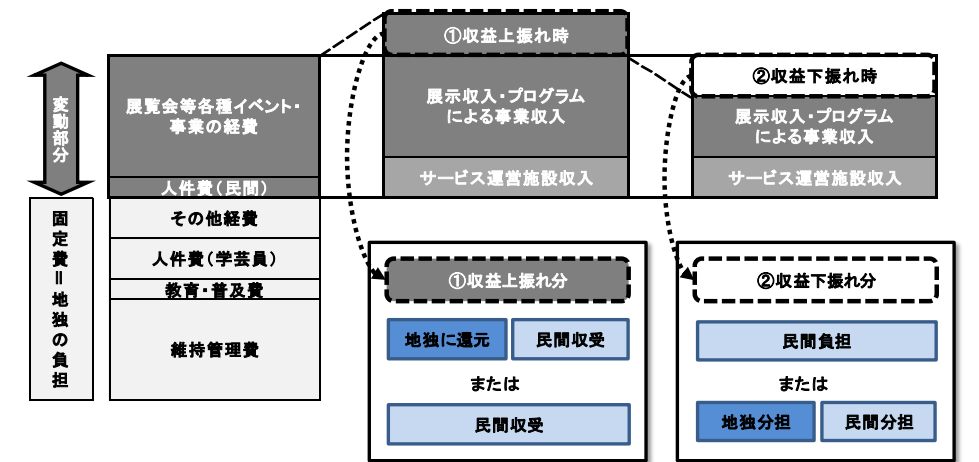
(4) 事業期間についての選択肢

- ・開館後約10年間を基本とし、民間事業者の意向に応じて1回(最大10年間)の延長を認める
- ・民間事業者が延長を希望する場合は、終了の3年前までに延長の意思を表明し、市と協議して決定



(5) 収益に関する事項

- ① 運営内容に依存しない固定的経費：地独が固定額を負担
 - ・学芸員人件費、維持管理業務費など(及び開業準備段階の経費)
- ② 展示等運営内容により変動する経費：原則として民間事業者が負担
 - ・展覧会開催、貸室管理等の運営業務費、自主事業実施経費など
- ③ カフェ・ショップ等のサービス施設等：民間事業者の独立採算による
 - ・サービス施設の内容は民間事業者の裁量による
 - ・民間事業者は内装工事等を自らの負担で実施し、事業期間にわたる収益で投資を回収する。収益超過の場合は地独のサービス対価を減じる可能性も想定
- ④ 収益リスクとインセンティブの考え方：
 - 現時点では、いくつかの収益配分パターンを検討している
 - 1) 収益が収支均衡点を超過した(収益が上振れた)場合：
 - 地独も一部の収益について分配を受ける(その分支払いを控除)可能性を検討
 - 2) 収益が収支均衡点に到達しなかった(収益が下振れた)場合：
 - 原則として民間事業者が当該リスクを負担すると想定しているが、一部分担する場合や地独が一定額負担する場合なども検討



(6) 美術品に関する事項

- ① 所有権：地独が保有
- ② 管理に関する責任負担：民間事業者が負担
 - ・民間事業者は、所蔵品の保管、移動、貸出に関する責任を負担
 - ・民間事業者は自らの裁量により保険等を付保し、不測の事態に対処することが求められる
- ③ 貸出等の管理権：運営権に含め、民間事業者に委譲
 - ・民間事業者は、出向館長による最終判断のもと、所蔵品の他館等への貸出等を行う(ただし、貸出による収益事業は想定していない)
- ④ 寄託品の取り扱い
 - ・寄託契約内容に応じ、出向館長による最終判断のもと、貸出可能(ただし、貸出による収益事業は想定していない)